

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項及び第6項の規定に基づく医療保護入院及びその入院期間の更新に際して大阪市長が行う入院同意事務取扱要領

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条第2項及び第6項の規定に基づく、医療保護入院及びその入院期間の更新に必要な同意を大阪市長が行う場合の事務処理については、次の要領によるものとする。

1 大阪市長が医療保護入院及びその入院期間の更新の同意を行う（以下「市長同意」という。）要件

- (1) 本人の居住地が大阪市域内（以下「市域内」という。）であること。
居住地とは、本人の生活の本拠が置かれている場所であり、生活の本拠が置かれている場所が明らかでない場合においては、住民票に記載されている住所とする。
- (2) 入院の際に居住地が不明な者については、その者の現在地が市域内であること。
- (3) 現在地とは、保護を要する者が警察官等によって最初に保護された場所等をいう。
なお、市長同意事務については、区役所課長等専決規程に基づき、各区保健福祉センター所長の専決事項であり、各区保健福祉センターにおいては、上記（1）及び（2）の市域内のうち、本市各所管区域内の者について、同意事務を行う。

2 市長同意対象者

次のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察の結果、精神障がい者であって、入院の必要があると認められること。
 - (2) 措置入院の要件に該当しないこと。
 - (3) 入院又は入院期間の更新について本人の同意が得られないこと。
 - (4) 病院側の調査の結果、以下のいずれかに該当すること。
 - ア 当該精神障がい者の家族等がいずれもいない。
 - イ 家族等の全員がその意思を表示することができない。
 - ウ 家族等の全員が同意又は不同意の意思表示を行わない。
- ※ 当該精神障がい者について、家族等から虐待・ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）等が行われている又は疑われる場合、当該家族等についてはアからウに記載する「家族等」に該当しない者として取り扱うこと。
- ※ その意思を表示することができない=心神喪失、家族等はいるが行方不明の場合である。

3 市長同意手続

(1) 病院からの市長同意依頼

病院は、入院又は入院期間の更新を行う患者について、居住地、家族等のうちいずれかの者の有無等を調査し、当該患者が入院又は入院期間の更新にあたり市長の同意が必要な者である場合には、速やかに病院から市長同意を担当する保健福祉センターあて、市長同意の

依頼を行い、医療保護入院同意依頼書（様式1）、又は医療保護入院期間の更新に関する同意依頼書（様式4）を保健福祉センターあて送付すること。

（2） 保健福祉センターでの事務手続

ア 市長同意の依頼を受けた場合は、聴取票（入院時は様式2、入院期間の更新時は様式5）に記載し、市長同意対象者かどうかを確認する。

なお、保健福祉センターで、病院が把握していない家族等の存在を把握し、連絡がとれる場合には、家族の同意の意思の有無を確認する。

イ 市長同意対象者であることを確認した場合は、速やかに、病院あて医療保護入院に関する市町村長同意書（様式3）又は医療保護入院期間の更新に関する同意書（様式6）を作成して病院に交付すること。

ウ 市長同意の依頼及び同意は、急を要するため、電話等口頭により依頼内容を聴取し同意を行うことも可とする。

4 同意後の事務

（1） 入院中の面接

市長同意による入院患者に対して、同意当初及び以降定期的（概ね年1回）に面接を行い、その状態を把握する。

（2） その他

訪問面接等の結果、入院の必要性や処遇の適正さを欠くなど疑義が生じた場合は、こころの健康センターと協議する。

市長同意を行った医療保護入院患者から退院請求・処遇改善請求が出され、請求を受理した患者入院医療機関を管轄する精神医療審査会から意見書の記入を求められた場合には、意見書の記入に協力する。

5 その他この要領は、平成29年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

この要領は、令和6年4月1日から適用する。